

議案 第5号

【街づくり支援部地域交通課】

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

本案は、自転車駐車場の利用促進を図るため、全ての自転車駐車場において
一時利用を可能とするものです。

【条例改正の背景】

近年、自転車利用のニーズが高まっていることから、定期利用のみを可能としている機械式自転車駐車場においても、一時利用を可能とすることにより、自転車駐車場の利用の促進を図ります。

【条例改正の内容】

定期利用に限定していた「こうなん星の公園自転車駐車場」及び「六本木駅自転車駐車場」において一時利用を可能とします。

【施行期日】

令和6年4月1日